

第十回 参議院運輸委員會會議錄第十七号

昭和二十六年五月十日(木曜日)午後二時二十二分開会

本日の会議に付した事件

- 道路運送法案(内閣送付)
- 道路運送車輻法案(内閣送付)
- 道路運送車輻法案(内閣送付)
- 道路運送車輻法案(内閣送付)
- 自動車運送法案(内閣送付)
- 自動車運送法案(内閣送付)
- 自動車運送法案(内閣送付)
- 連合委員會開会の件

○委員長(植竹春彦君) 只今より運輸委員會を開会いたします。

先ず道路運送法案及び道路運送車輻法案を一括して政府の提案理由の御説明をお願いいたします。

○國務大臣(山路猛君) 只今より道路運送法案及び道路運送車輻法案の提出理由を御説明申し上げます。

現行道路運送法の施行以来、三カ年の経緯に鑑みまして、その不備欠陥を是正して、道路運送事業の適正な運営と公正な競争を確保すると共に、道路運送の秩序を確立して、道路運送の総合的な発達を図る目的を以て同法案を提出いたしました。その骨子とするとところは次の通りであります。

第一に、自動車運送事業の種類を現行に即座するよう改めまして、現在運送契約の形式を基準とする分類をとつてをりますが、貨物自動車事業につきましては、実態に適合しない憾みがありますので、路線と区域という、事業の地理的な運送形態による分類をとりました。この外に旅客、貨物とも、自動車の大きさによる分類をも併

用いたしました。このため一般事業は現在四種類であります。六種類になります。

第二に、各種の免許、許可、認可等についての基準を法律に明らかに定め、現在の運輸省告示によるものに検討を加え、必要不可欠のものを法律に定めて、行政の民主化を図りました。

第三に、運賃料金に關して新しい制度を取入れたこととあります。即ち先づ自動車運送事業全般について運賃料金は一定額を以て明確に定められなければならないこととした。次に貨物自動車運送事業について運送物品を引渡すまでに運賃料金を收受しなければならぬこととした。これは共に利用者の個々に対する不当な差別的な取扱を防止し、業者間の不当な競争を防止する見地から、是非とも必要であります。物価統制令との關係を考慮して、同令による運賃統制が廃止された後に実施することにいたしました。

第四に、従来省令で規定しておりました従業員の服務、旅客の禁止行為その他の事項を自動車運送事業の公共的な運営を確保するために新たに法律事項としたこととありますが、同様の趣旨から旅客事業の運送者の資格等新しい事項をも附加して規定いたしました。

第五に、自動車道運送の制度であります。高速度交通に対する保安のため、検査管理等の制度を整備するほか

おのおの自動車運送事業に準じて改正いたしました。

第六には、国の経営する自動車運送事業等につきまして、日本国有鉄道が公共企業体に転移した事情等を勘案して、運賃の認可、重要な事業計画の變更の認可等、民営事業との調整を図るため必要な事項を新たに適用することにいたしました。

第七に、自動車運送取扱事業に關する制度を新たに設けたこととあります。これは路線貨物自動車運送事業に附随する陸揚げ業であります。路線貨物自動車運送事業の発達に伴つて、大都市において急速に発達しつつありますので、一般公衆の利益の保護の見地から登録制を採用いたしました。

第八は、自家用自動車の共同使用、有償運送等の制度に所要の改正を加え、自家用車の営業類似行為を取り締り、輸送秩序の維持を期待いたしました。

第九は、道路運送審議会制度であります。現在の組織や運営は必ずしも適正ではないので、委員定数を現在の九十七名から四十九名に減少いたし、その任命方法も、都道府県知事の倍數推薦の方法をとるほか、委員が、道路運送に關連する事業の経営に参加したことを要する等、所要の修正を加えております。

第十は、車輛の整備に關する事項、別個に道路運送車輻法として本法から独立させたこととあります。

以上が道路運送法案の大要であります。

○委員長(植竹春彦君) この二つの法案の内容の詳細なる説明は次回に譲りまして、次に道路運送車輻法案、道路運送車輻施行法案並びに自動車運送法案、自動車運送施行法案、この四つの法案を一括御審議願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(山路猛君) ではさう決意いたします。

それではそれにつきまして運輸、法務連合委員會を開きたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(山路猛君) では御異議ないと認めまして、さうに決定いたします。

これにて運輸委員會を散会いたします。

午後二時三十一分散会
出席者は左の通り。

委員
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
内村 清次君
菊川 孝夫君
小酒井義男君
高木 正夫君
前田 穰君
松浦 定義君
鈴木 清一君

國務大臣
運輸大臣 山路 猛君
政府委員
運輸省自動車局長 牛島 辰彌君
運輸省自動車局長 中村 豊君
事務局長 古谷 善亮君
常任委員會專門員 岡本 忠雄君
常任委員會專門員 岡本 忠雄君

○委員(山路猛君) ではさう決意いたします。

○委員(山路猛君) では御異議ないと認めまして、さうに決定いたします。

これにて運輸委員會を散会いたします。

午後二時三十一分散会
出席者は左の通り。

委員
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
内村 清次君
菊川 孝夫君
小酒井義男君
高木 正夫君
前田 穰君
松浦 定義君
鈴木 清一君

昭和二十六年五月十八日印刷

昭和二十六年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所